

中小・小規模企業の振興に関する要望書

日本経済が緩やかに回復する中、本県においても、経済の好循環が確実に回りはじめたことを、様々な場面で実感する。人工知能やI o T（アイオーティー）がもたらす改革の波により、半導体関連産業を中心に活況を呈しているほか、建設関連産業など人手不足状態が続いている。

他方で、内需関連の業種、事業者の規模によっては、景況感のばらつきがあり、依然として厳しい状況が見られる。

このような状況にあつて、我々商工4団体は、互いに連携することで情報やノウハウを相乗的に活かし、中小・小規模企業が経済の好循環を実感できるよう、多様な支援を実施している。

本県においては、3年後の東京オリンピック・パラリンピック、10年後のリニア中央新幹線の開通を計画の道標として、後藤知事のリーダーシップのもと「ダイナミックやまなし総合計画」が着実に実行されている。

我々商工4団体も、総合計画を共に作り上げた一員として、3年後、10年後を見据え、既存の枠組みに縛られず、連携の中から革新を生み出すような、成果をあげる所存である。

そのために、山梨県に対し、次年度の予算編成の時期を捉え、地域経済活性化への支援について要望活動を継続実施しているところである。

昨年要望した、甲府城周辺地域の活性化、富士山を核とする観光振興、中小・小規模企業施策の充実強化、また雇用環境の整備などについても、より具体的な取り組みを頂いており、深く感謝申し上げるところである。

しかし一方で、商工団体に対する「小規模事業経営支援事業費補助金」及び「中小企業連携組織対策事業費補助金」などの県補助金については、毎年削減（シーリング）が続いており、中小・小規模企業を支援する体制維持については限界に近づいていることも事実である。

このような状況を踏まえ、山梨県内の中小・小規模企業を支援する商工4団体として、山梨県の平成30年度の予算編成にあたり、引き続き所要額が確保されるよう強力に要望する。また、建設業を中心とした中小・小規模企業の深刻な「人手不足」対策へ積極的に取り組まれるようお願いしたい。さらに、次の事項についても強く要望する。

創業・事業承継等小規模企業施策の充実強化について

小規模企業は、主婦や高齢者など多くの社会的弱者の働く場として地域経済を下支えするとともに、衣食住に必要なインフラの維持や経営者が祭りや消防などの地域コミュニティの担い手として、地域社会における重要な役割を果たしてきた。

こうした小規模企業の社会的役割の重要性を国が再認識したことにより、一昨年、小規模企業振興基本法が制定されたところである。

また、県においても小規模企業のための条例制定や、その条例に基づく振興計画を策定し、小規模企業の支援を行っているところであり、改めて感謝申し上げる。

現在、県内の小規模企業は経営者の高齢化に伴い世代交代の時期を迎えている。こうした中、円滑な事業承継は雇用の確保や優れた技術の承継など、地域社会にとって必要不可欠であり、多くの小規模企業の廃業による地域経済、ひいては地域コミュニティ崩壊のレッドラインが迫っている中、早急な対応が求められている。こうしたことから、本県においては、中小・小規模企業の事業承継について実態を把握するための調査が必要である。

近年、Uターンや他県からの移住者が創業するケースが増えているが、この創業時に公的補助金があれば経営基盤が安定し定着化に繋がる。しかし、国の創業補助金は、極めてハードルが高く、今年の本県の採択件数は1件であり、本県における創業補助金制度は製造業をはじめ一部の業種に限られている。こうしたことから、幅広い業種で利用できるよう本県の創業補助金制度の見直しが必要である。

また、急激な経済環境の変化に対応するため、経営革新は大手・中堅企業のみならず小規模企業においても重要である。本県には専門家派遣など支援策があるが、経営革新計画を実行するための補助制度がないため、補助制度がある県に比べ、承認数が著しく低迷している。

さらに、小規模企業の経営力を強くする取組みとして、小規模企業の前向きな動機付けの向上や、地域に密着した金融機関はじめ商工会等の支援人材育成が急務である。

以上のことから、次の4点の実現を強く要望する。

1. 事業承継に関する調査事業の実施
2. 創業・経営革新補助金の創設
3. 「やまなし産業大賞」に小規模企業枠の新設
4. 経営革新等支援機関職員の中小企業診断士資格取得の支援

中小企業組合等を活用した中小・小規模企業の 経営持続のための取り組みの強化について

安倍内閣発足以来進められてきた経済政策により、大企業は輸出関連業界を牽引役に空前の収益をあげ、大都市圏を中心に経済活動が活発化し景気拡大の状況が持続している。そして徐々にではあるが、地方の中小・小規模企業もこの好影響の恩恵を感じられるようになりつつある。

こうした一方で、現在、中小・小規模企業は企業の存続を脅かすいくつもの経営課題に直面しており、至急対策を講じなければ地域社会の安定的な持続にも大きな影を落としかねない状況となっている。

中小・小規模企業では、以前より若年者の採用が難しく現場を担う資格者や技能者などの高齢化が進んでおり、将来を担う人材の確保ができない場合に業務縮小や廃業に直面する企業が増えることが危惧されている。

また、後継者難と経営者の高齢化も進行しており、多くの中小・小規模企業で事業承継がうまくいかず経営存続の岐路に立たされることも懸念されている。やむなく廃業に至り事業所が閉鎖された場合、幅広い年齢層で多数の雇用が同時に失われることになり、地域経済の活力低下につながりかねない。

加えて、2011年の東日本大震災や2014年に本県を襲った豪雪災害の後には事業継続計画（BCP）策定の重要性についての理解も一時的には深まったものの、その後の本県の中小・小規模企業では、計画策定の取り組みは進んでおらず、一朝有事の際の事業再開と経営の継続を行える体制の構築について今も大きな不安を残している。

そこで、こうした中小・小規模企業をめぐる重要な経営課題の解決に向けて、組合等の組織を通じて効果的に対応する取り組みを進め、本県経済の安定的な持続を図るために、以下の事項について要望する。

1. 技能者・技術者の人材確保のため、組合等が共同で行う高度な人材の採用、定着及び教育などの取り組みに対する助成策を創設すること
2. 事業承継を円滑に進めるため、組合等による業界を包括した後継者の育成、企業合併や事業譲渡などの取り組みに対する支援策を強化すること
3. 事業継続計画（BCP）の策定を推進するため、組合等が共同で行う業界内の共通課題の抽出や企業連携による支援体制の構築などの計画策定の取り組みに対する支援策を講ずること

MICE誘致推進と

リニア県内駅と富士山を結ぶアクセス道路の基盤整備について

富士山が世界遺産に登録され4年が経過し、国内外から富士山・富士五湖地域を訪れる観光客は年々増加している。山梨県の観光入込客統計調査によると、平成28年に富士・東部地域を訪れた観光客は1,508万人で、前年と比較して1.4%の増加となっている。

観光は、地方創生、日本再生の切り札のひとつであり、国内観光とインバウンドの取組みを両輪として推進する必要がある。山梨県では、富士山が世界遺産に登録されたことを受け、様々な観光施策を展開しており、その効果は非常に大きな成果となっている。

しかし、今後ますます観光地として拡大を図っていくには、ソフト・ハードの両面において戦略策定に基づき地域と一体となって推進していくことが重要となる。

ソフト面では、MICE誘致推進を行うために、国際会議の内容や各国の情報を収集するなどのマーケティング力の強化や専門性の高い人材育成が不可欠である。

また、国や関係省庁との連携、富士北麓地域の事業者等との地域連携の強化など、誘致体制の構築を行い、国際的ブランドイメージを高める必要がある。

ハード面においては、10年後に迫るリニア中央新幹線開業時に照準を合わせ、リニア県内駅から富士北麓まで30分でアクセスすることが可能となる道路基盤整備が不可欠であり、早期整備を要望する。また、MICE誘致に関しては、大都市のような一体型のMICE施設ではなく、会議場や宿泊施設、イベント施設等の組み合わせによる複合的なMICE施設にすることにより、北麓地域全体を観光地から世界有数の「リゾートコンベンションエリア」に形成する必要がある。

1. MICE誘致推進のためのマーケティング力強化と人材育成
2. 関係者一体となったMICE誘致体制の強化
3. リニア県内駅と富士山を結ぶアクセス道路等の基盤整備
4. リゾートコンベンションエリアの確保・整備

小規模企業の新たな取り組みに対する支援措置 (県版小規模事業者持続化補助金)の創設について

全国的に小規模企業は、人口減少、高齢化による生産年齢人口の減少等経済社会の構造的変化により地域の活力が減退していることから、需要の低下、売り上げの減少に直面している。

本県でも同様に、企業の99.9%が中小企業で占められており、特に小規模企業は89.8%と全国で最も高い比率となっていることから、小規模企業の活力低下が地域経済社会に与える影響は、看過できない状況となっている。

平成26年6月に施行された小規模基本法では、「小規模事業者は成長発展のみならず事業の持続的発展を基本原則として位置付け、地域で雇用を維持して頑張る小規模事業者を支援する」とされており、これに基づいて、小規模企業政策を効果的に実行していくため、同年10月に小規模企業振興基本計画が閣議決定された。

基本計画では、(1) 需要を見据えた経営の推進 (2) 新陳代謝の促進 (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進 (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備、の4つの目標が定められ、施策に取り組むこととなっている。

山梨県においても、山梨県中小企業・小規模企業振興条例を踏まえ、平成28年3月に「山梨県中小企業・小規模企業振興計画」を策定し、平成31年度までの4年間の施策を展開していただいているところである。

一方、商工会議所や商工会（以下、商工会議所等）では、平成26年の改正小規模事業者支援法の施行を受けて、小規模企業の持続的発展を支援するため、「経営発達支援計画」を策定しており、商工会議所等では平成28年4月より順次、国の計画認定を受けている。

この中では、小規模企業に新たな需要や販路の開拓を目指した経営計画の策定を促し、その着実な実施等を商工会議所等が寄り添って支援することが求められている。

このような中、国では支援施策として、新たな需要や販路の開拓を目指した経営計画を策定する支援措置として4年前より補正予算で、小規模事業者持続化補助金（2/3補助、上限50万円）を設けている。

本補助金を申請した事業者からは、「経営計画の重要性がわかった」「自らの事業を客観的に把握することができた」など、多くの小規模企業が取組んでこなかった経営計画を策定し、実行する動機付けになっている。

この補助金は経営上の諸課題に対応するため、経営資源が不足しがちな小規模企業が商工会議所等を活用しながら、地域の需要の変化に応じた持続的な取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模企業の活性化を図ることを目的としているものの、多くの小規模企業が活用できる予算規模ではない。（平成28年度補正予算【追加公募分】の採択率28.3%）

そこで、県内企業の約9割を占める小規模企業が持続的に発展できるよう、次の事項に関

して要望する。

記

1. 小規模事業者等が経営計画を策定し、新たな工夫や新サービスの提供など、売り上げや収益の一層の向上に向けて、商工会議所等が伴走型で支援する取り組みに対して、本県独自に小規模事業者向け補助金の支援措置を講じること。